

来年4月1日施行

平成30年10月1日

事業主 殿

(公社) 愛媛労働基準協会

(公社) 全国労働基準関係団体連合会愛媛県支部

「働き方改革関連法の概要と勤務間インターバル制度」 に関する研修会の開催案内について

日頃は、当協会の業務の推進にご尽力をいただき誠に有難うございます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が第196国会で6月29日に成立し、7月6日に公布されました。この法律は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の8つの法律を改正するもので、労務管理が大きく変化するため高い関心を呼んでおります。

改正内容は、労働基準法関係では、①時間外労働の上限規制の導入、②中小企業における月60時間越えの割増賃金の見直し、③フレックスタイム制の見直し、④年次有給休暇のうち5日の付与を企業に義務付け、⑤高度プロフェSSIONAL制度の創設、⑥勤務間インターバル制度の普及促進等、労働安全衛生法関係では、①産業医・産業保健機能の強化、②労働者健康確保のための労働時間状況把握の実効性の確保等、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係では、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の禁止(同一労働同一賃金)などです。

この度、愛媛労働基準協会と全基連愛媛県支部は、愛媛労働局担当職員と社会保険労務士を招き、これらの内容を分かりやすく説明する「働き方改革関連法の概要と勤務間インターバル制度」に関する研修会を開催することにしました。

受講料は無料です。この機会に是非受講下さい。申込みは、以下の参加申込書により、愛媛労働基準協会にファックスしてください。(愛媛労働基準協会の電話番号 089-921-7033)

開催日時	会場等	定員
11月21日(水) 13時30分～ 16時00分	松山市味酒町1-10-2 ゴールドビル味酒 2階 (駐車場なし) 講義 「働き方改革関連法の概要」 「労働基準法、労働安全衛生法等の改正概要」 講師 愛媛労働局 担当者 「勤務間インターバル制度について」 講師 成川 献次 社会保険労務士	100名

愛媛労働基準協会 あて

申込書の提出期限 平成30年11月9日(金)

働き方改革関連法・インターバル制度研修会参加申込書 (FAX 089-941-8734)

事業場名			
所在地			
連絡先電話番号	参加者数	名	